

第281回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和8年1月26日(月)
10時00分～11時00分

場 所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁北館3階
総務事務集中課入札室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

1) うなぎ稚魚漁業許可の公示について(諮問)

2) その他

5 その他

うなぎ稚魚漁業許可の公示について

1 趣旨

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項により、知事は漁業の許可をしようとするときは、当該許可の制限措置を定め、その内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないため、「うなぎ稚魚漁業」の許可の公示を行うもの。

2 許可の公示内容

資料 1-2 のとおり

3 今後のスケジュール

1 月 26 日 香川県内水面漁場管理委員会（公示内容の諮問）

→答申後、速やかに許可の公示

1 月 26 日から 1 月 28 日まで 申請受付

1 月 29 日以降 許可証交付

7 水産第 236712 号
令和 8 年 1 月 22 日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 池田豊人

うなぎ稚魚漁業（火光利用たも網）許可の公示について（諮問）

このことについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置
別添資料のとおり
- 2 許可の条件
別添資料のとおり
- 3 許可の有効期間
令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- 4 申請期間
令和 8 年 1 月 26 日から令和 8 年 1 月 28 日まで

以上

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用 たも網	観音寺市、三豊市内の河川（三豊市田井川 については別添図3のとおり）、鳴川幹線 排水路（別添図4のとおり）、豊浜港（別添 図5のとおり）	2月1日から 4月30日まで	1	県内に住所を有し、農林水産大臣からうなぎ養 殖業の許可を受けて自己の営むうなぎ養殖業に 係る養殖用種苗を自給する者であって、前年度 に香川県知事からうなぎ稚魚漁業許可を受け ていた者 ただし、3親等以内の親族が許可を引き継ごう とする場合は、この限りでない。

2 許可の条件

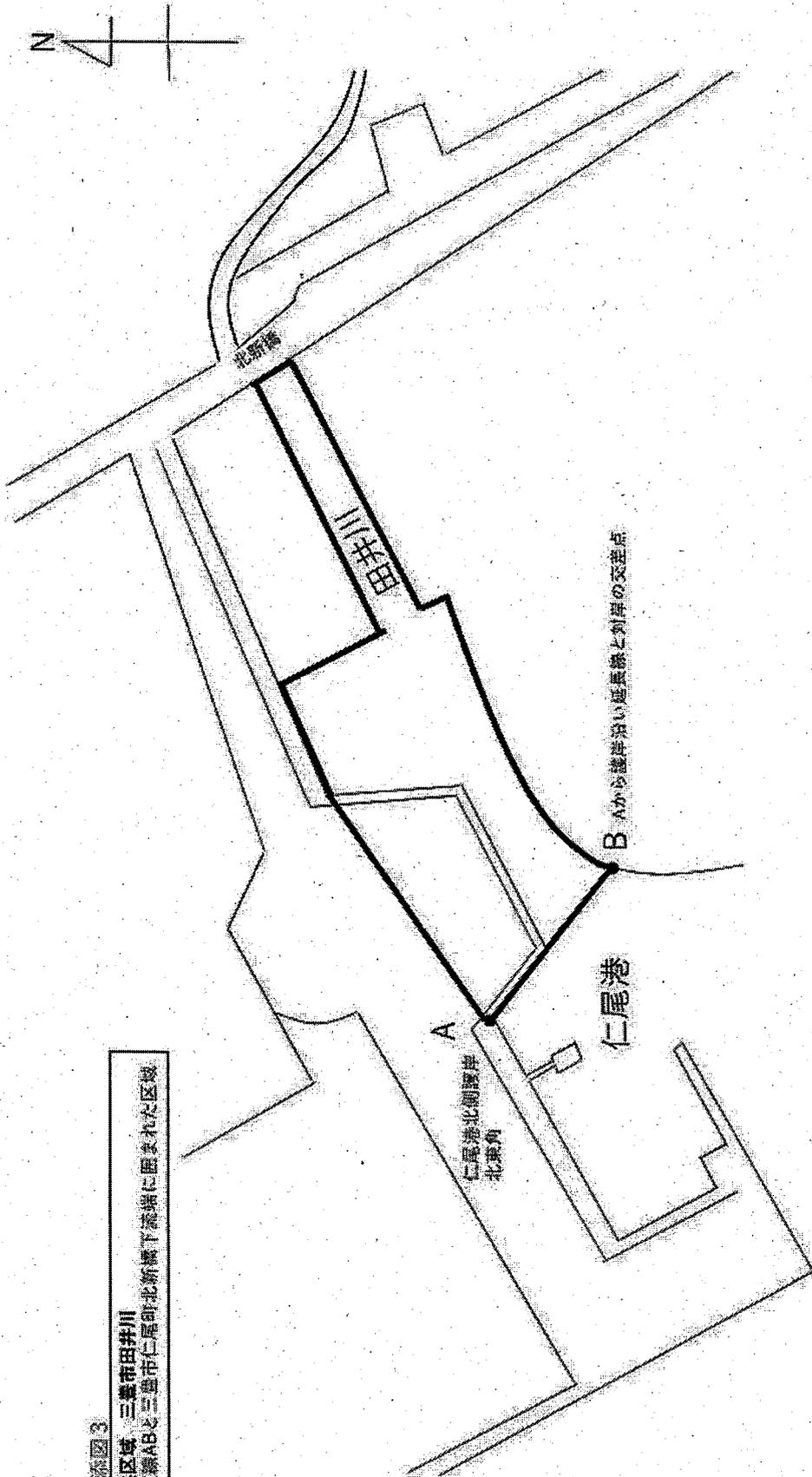
- (1) 国又は、地方公共団体等が行う公共事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 「うなぎ稚魚（13センチメートル以下のもの、以下同様）」以外を採捕してはならない。
- (3) 採捕した「うなぎ稚魚」は他に売却譲渡してはならない。
- (4) 「うなぎ稚魚」養殖のための養殖池を完備のうえ採捕しなければならぬ。
- (5) 同業者間の申し合わせ事項を厳守のうえ採捕しなければならぬ。
- (6) 他種漁業者と協調して採捕しなければならぬ。
- (7) 県の指示する様式により採捕量と池入れ量を報告しなければならぬ。
- (8) 大臣許可を受けた池入れ数量を超えて、「うなぎ稚魚」を採捕してはならない。
- (9) 採捕従事者は別記のうなぎ稚魚漁業採捕従事者証を携帯するものとする。
- (10) 採捕した「うなぎ稚魚」は、その年の7月31日まで養殖しなければならぬ。
- (11) 漁業権漁業の区域内では、その漁業の妨害をしてはならない。

(別記)

(表)

(裏)

年うなぎ稚魚漁業採捕従事者証		採捕従事者	
写真 貼付	許可の有効期間	住所	年月日
	年月日から同年 月 日まで 操業区域	生年月日	
氏名	香 川 県	許可名義人氏名	(許可番号第)
	県印	漁業種類	

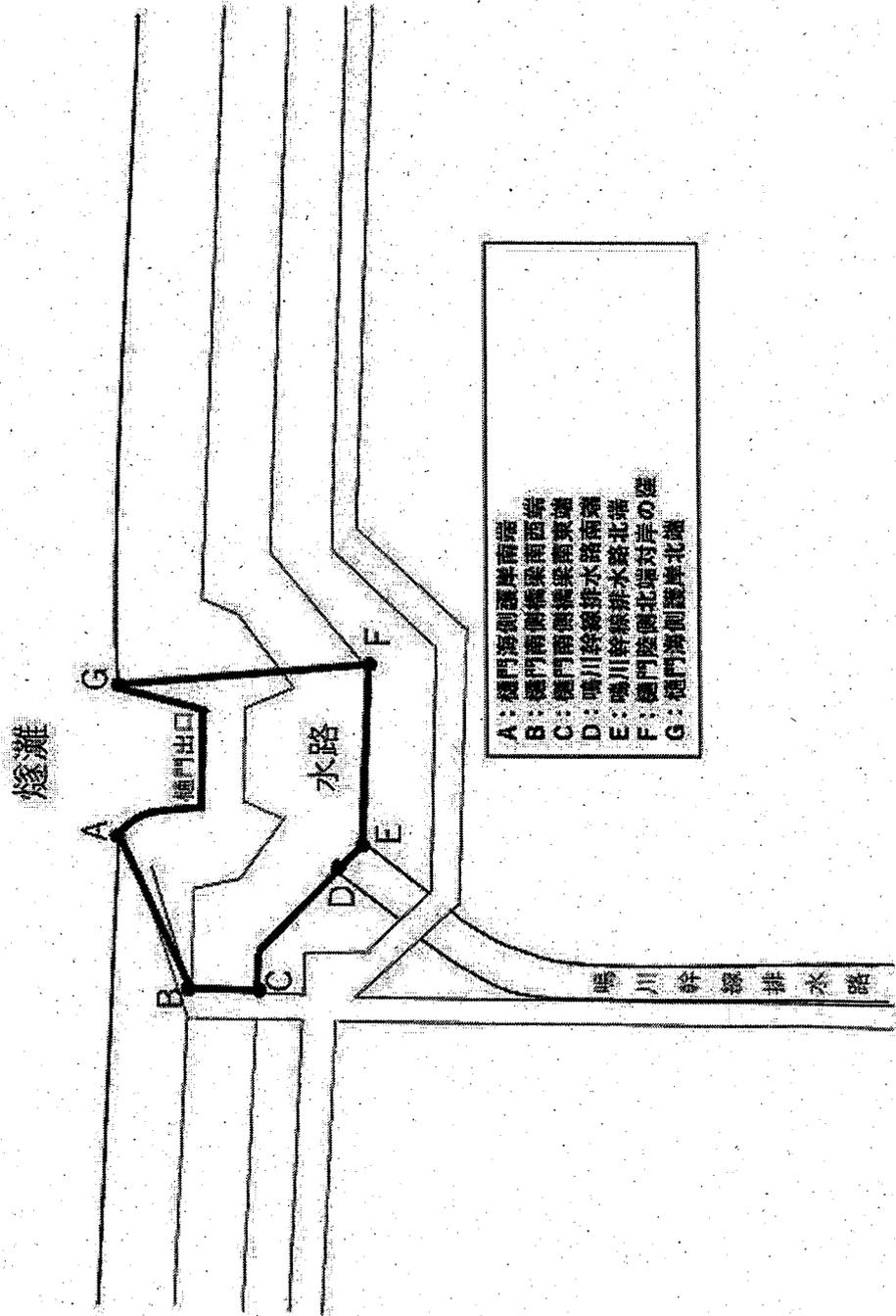


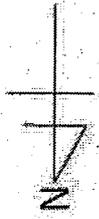
別添図3
 操業区域 三豊市田井川
 巨瀬ABと三豊市仁尾町北新橋丁境界に囲まれた区域

延根区の跡地より港庫建設の供出地となる

別添図4

操業区域 鳴川幹線排水路
直線AB、BC、CD、DE、EF、FGと樋門出口に囲まれた水面





別添図5
横濱区域 豊浜港
箇所AB之間火曜期研習艇係泊区域

